

# 入札公告（説明書）

令和6年4月25日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 千田 洋一

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年4月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 6-1-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名	令和6年度 関東支社管内 トラクターショベル購入
1-2	調達概要	調達品の仕様及び数量、納入場所、納入期間等については、別添『仕様書』、『金抜設計書』を参考のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社 支社長 千田 洋一
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) <a href="mailto:ki-r-kanto@e-nexco.co.jp">ki-r-kanto@e-nexco.co.jp</a>
1-5	入札方法	郵送入札
1-6	単価表の提出	「必要」
1-7	契約書の作成	必要【購入契約書】（作成方法については落札者と協議する）… 入札者に対する指示書[23]を参照のこと
1-8	支払条件	前金払の有無：「無」
1-9	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-10	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-11	見積活用方式の有無	「有」
1-12	その他	特記事項なし

## 2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和6年4月25日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和6年5月20日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  入札公告の日 から 令和6年5月20日 16時00分まで  ※共通入札公告 6-2 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>  (1) 競争参加資格確認申請書（様式1）  (2) 同種機械に係る製造実績又は納入実績証明書（様式2）  (3) 当該機械に係るメンテナンス・アフターサービス体制証明書（様式3）</p> <p><b>【提出方法】</b>  入札者に対する指示書【郵送入札】[6]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。  ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。  ※電子メールで送信する場合は「担当者連絡先届[指示書様式]」により契約案件毎に登録したメールアドレスから送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。  ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により申請書正1部、副1部を提出すること。なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年6月6日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
2-6	参考見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  令和6年5月20日 16時00分</p> <p><b>【提出書類】</b>  参考見積書（様式4-1～4-2）</p>

		<p><b>【提出方法】</b>  電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。  ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。  ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。  ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。  なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p>
2-7	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和6年6月7日 から 令和6年6月21日 までを予定
2-8	訂正参考見積書提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  令和6年7月1日 16時00分  ※参考見積書の内容に訂正が必要となった場合のみ提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>  訂正参考見積書（様式4-1～4-2）</p> <p><b>【提出方法】</b>  本書2-6に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-9	入札書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  令和6年7月23日 16時00分  ※共通入札公告6-3に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  必要書類を共通入札公告6-3に示す手順に従い封筒に封かんし、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。  ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参、電子メールによる提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p><b>【提出書類】</b>  (1) 入札書  (2) 単価表（様式5）</p>

		<p>※単価表は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金抜設計書様式のとおり)</p>
2-10	開札日時	令和6年7月24日 10時00分
2-11	開札執行場所	本書1-4に示す契約担当部署
2-12	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b> 入札公告の日 から 令和6年7月8日 16時00分まで</p> <p><b>【受付場所】</b> 本書1-4に示す契約担当部署</p> <p><b>【受付方法】</b> 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。) ※質問書面(別紙質問書様式)を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時まで提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日(休日を除く)に提出したものとする。</p>
2-13	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)

## 競争参加資格要件等一覧表

契約件名		令和6年度 関東支社管内 トラクターショベル購入
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式
	落札者の決定方法	自動落札方式
	評価値の算出方法	本件競争入札においては非該当
	見積活用方式の有無	有
	審査時期	事前審査
競争参加要件	企業の履行実績	<p>平成21年度以降（過去15年間）における製造実績又は納入実績について、下記3項目のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>a) 製作仕様書、写真及びパンフレット等により、同種機械の製造実績が確認できる者であること</p> <p>b) 契約書等（納入場所、履行期間、契約内容（品名・数量・規格等）が証明できるもの）の写し及び製作仕様書※1により同種機械の納入実績が確認できる者であること。なお、東日本高速道路㈱への納入実績の確認は、契約書（品名、納期、契約者の甲乙が分かるもの）の写しによる</p> <p>※1 製作仕様書：仕様書に基づき作成された全体組立図、各部詳細図、機械諸元表及び成績証明書を指す</p> <p>c) 同種機械の製造実績がある製造者の商品を取り扱う商社又は代理店である場合は、商社又は代理店であることを証明する書類により確認できる者であること。この場合、製造者においては、製作仕様書、写真及びパンフレット等により同種機械の製造実績があることが確認できる者であること。</p> <p>【同種機械】 トラクターショベル 同種機械は「東日本高速道路株式会社 維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書」又はこれと同等以上の性能及び機能を有していること。</p>
	企業に求める資格	-
	その他	<p>アフターサービス体制について、下記4項目の条件を全て満たすこと。</p> <p>a) 同種機械のメンテナンス実績を有する直営整備工場、又は協力会社整備工場を有すること</p> <p>b) 道路運送車両法第80条の「自動車分解整備事業者」の認証、又は道路運送車両法第94条の「指定自動車整備事業」の指定を、写しにより確認できる整備工場であること</p> <p>c) 当該車両が納入場所から整備工場まで移動するときに、24時間以内に到着できる距離であること</p> <p>d) 競争参加資格申請書提出時点において、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による一級自動車整備士（小型又は大型）、又は二級自動車整備士（ジーゼル）に合格したことを合格証明書の写しにより確認できる技術者を有すること</p> <p>メンテナンス体制について、下記項目の条件を満たすこと。</p> <p>・当該機械の故障発生時に、一括対応できる窓口を有すること</p>